

## 重点支援給付金を支給します

〇市 社会福祉課 給付金専用窓口 ☎53-5127 〻53-5128



①の給付金  
について



②の給付金  
について

### 支給額

- ①1世帯あたり10万円
- ②子ども1人あたり5万円
- (①、②共に世帯主の口座へ振り込み)

※世帯の中に令和5年12月2日以降の転入者や未申告(課税情報がない)者がいる場合などは、案内の送付が遅れる、もしくはご案内ができない場合があります。

### 対象世帯

※下記以外にも要件があります。

※世帯状況に変更があり課税状況が変わったなど、対象になると思われる場合は、社会福祉課(給付金専用窓口)までお問い合わせください。

#### ①の給付金について

令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯  
※住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。

#### ②の給付金について

①の世帯と住民税非課税世帯のうち、18歳以下の子ども(生年月日が平成17年4月2日以降)を含む世帯

#### 提出締切:8月30日(金)

市から案内を順次送付します(4月に一部発送済み)。  
『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金』の支給要件確認書または申請書(請求書)が届いた世帯は、必要事項を記入の上、必要書類を付けて返送してください。

#### 受付締切:8月30日(金)

均等割のみ課税世帯または非課税世帯として給付を受けた世帯で、対象と思われる世帯に、市から振込口座等の確認書類を順次送付します。(給付金支給済みの世帯には発送済み)。

## 令和6年度 市役所の体制

市長 平尾 道雄 副市長 要石 祐一 教育長 馬淵 均

### 政策推進部

部長 川瀬直亜  
危機管理監 高橋淳一

#### ●広報秘書課

課長 池田昌司

#### ●防災危機管理課

課長 (高橋淳一)

#### ●政策推進課

課長 松村英香

#### 行政経営改革室

室長 (松村英香)

#### ●デジタル未来推進課

課長 川西謙

### 総務部

部長 宮川巖

#### ●総務課

課長 小島一高

#### ●財政課

課長 堀江今日子

#### ●契約管財課

課長 堀正彦

#### ●人権政策課

課長 筒井康一

### 市民部

部長 坂仁美

山東支所長 松居靖夫

山東支所副支所長(地域振興課) 甲斐沼和弥

#### ●地域振興課

課長 森川誠

#### ●市民保険課

課長 清水正樹

#### ●税務課

課長 棚橋克行

主席参事 飯村英章

### ●環境政策課

課長 北川康行

### くらし支援部

部長 宮野肇

こども家庭専門員 鳥真弓

#### ●社会福祉課

課長 高木進一

主席参事 禿子章

#### ●高齢福祉課

課長 今村親雄

#### 地域包括支援センター

所長 (今村親雄)

#### ●障がい福祉課

課長 石河輝男

#### 発達支援センター

所長 (石河輝男)

#### ●健康づくり課

課長 安田真理子

#### ●子育て支援課

課長 山田直樹

#### 少年センター

所長 藤木利彦

#### ●保育幼稚園課

課長 瀧上奈津代

#### いびぎ認定こども園

園長 宮野香織

#### まいばら認定こども園

園長 北村きよみ

#### かなん認定こども園

園長 清水一美

#### おうみ認定こども園

幼児部園長 四方由美子

乳児部園長 今庄秀美

#### 山東幼稚園

園長 木田奈美

### まち整備部

部長 吉田忠充

#### ●シティセールス課

課長 磯部修

#### ●農政課

課長 深田昌彦

#### ●建設課

課長 加藤光孝

#### ●都市計画課

課長 村口智一

#### ●上下水道課

課長 木村幸浩

#### ●まち保全課

課長 小寺真司

#### 伊吹山植生復元プロジェクト推進室

室長 (小寺真司)

### 教育部

部長 口分田剛

理事 高木淳司

#### ●教育総務課

課長 梶田悟

#### ●学校教育課

課長 北川英樹

#### 特部支援サポートセンター

所長 上村平

#### ●学校給食課

課長 花部正人

#### 東部給食センター

所長 (花部正人)

#### 西部給食センター

所長 甲斐沼澄

#### ●生涯学習課

課長 平山武史

#### 文化財保存活用推進室

室長 (平山武史)

### 市民交流プラザ

館長 前川一博

#### 山東図書館

館長 梶川幸太郎

#### 近江図書館

館長 (梶川幸太郎)

#### 近江はにわ館

館長 (梶川幸太郎)

#### 柏原宿歴史館

館長 谷口徹

#### ●スポーツ推進課

課長 横田勝也

#### 国スポ・障スポ大会推進室

室長 (横田勝也)

### 会計室

会計管理者 藤岡保

室長 澤田真宏

### 議会事務局

局長 阿原麻木子

次長 松田輝

### 監査委員事務局

局長 安田正浩

### 公平委員会事務局

局長 (安田正浩)

### 農業委員会事務局

局長 三條秀行

※課長級以上の職員と施設長(任期付職員を含む)のみを掲載しています。

※氏名の( )書きは、兼務を表しています。

## 国民年金への加入手続きをお願いします

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 ☎ 53-5118  
 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が入加入するもので、加入する制度により手続き先が異なります。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	自営業、農林漁業者、無職、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
手続き先	市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター	勤務先	第2号被保険者の勤務先

### 口座振替の早割制度がお得です

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、毎月16,980円の保険料が16,920円となり、**月々60円**お得です。

※早割制度を申し込むと、初回に原則2カ月分(割引のない前月分と割引のある当月分)が振替になります。

**申し込み** 口座振替を希望する金融機関または、年金事務所、市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターまで

### 納め忘れにご注意ください

国民年金保険料免除申請書を提出し一部免除が承認された人は、承認期間について一部免除以外の保険料(1/4納付、半額納付、3/4納付)を**2年以内**に納付しない場合、未納と同じ扱いになり、将来受け取る年金の支給額に反映されません。

納付書を紛失した場合⇒年金事務所へ再発行を依頼してください。

## 児童手当の所得上限限度額をご確認ください

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5132 ☎ 53-5128



### ご確認ください

- ・児童を養育している人の前年所得が、表②の所得額以上の場合、児童手当等は支給されません。
- ・手当が支給されなくなった後に、所得が表②を下回った場合、改めて認定請求書を提出すると、手当が支給されます。
- ・市民税課税通知書等により所得を確認された日の翌日から**15日以内**に認定請求を行った場合には、所得要件を判定する年の6月分から手当が支給されます。**提出が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。**

扶養親族等の数 <sup>*1</sup>	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 <sup>*2</sup> (万円)	収入額の目安 <sup>*3</sup> (万円)	所得額 <sup>*2</sup> (万円)	収入額の目安 <sup>*3</sup> (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※1 所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)ならびに、扶養親族でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数。

※2 扶養親族等の数に応じて、1人当たり38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額。

※3 給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除後の所得額で所得制限を確認します。

### 児童手当の制度改正について

令和6年12月支給分から『所得制限の撤廃』、『高校生年代までの支給期間の延長』、『多子加算の拡充』などが行われます。

## 国民健康保険加入世帯に子育て世帯応援金を支給します

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 ☎ 53-5118



国が国民健康保険加入世帯の未就学児にかかる国保税均等割の軽減措置を導入したことに伴い、市では本市国民健康保険加入の子育て世帯への更なる支援を目的として、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割相当額を応援金として支給します。対象世帯へは6月下旬に案内を送付します。

### 国制度による均等割軽減措置

対象:未就学児

#### 均等割の5割を軽減

例:7割軽減対象の未就学児の場合

残りの3割の半分を減額するため8.5割軽減となります。

※国制度による均等割軽減措置は、6月中旬に送付予定の納税通知書で軽減後の税額をお知らせします(手続き不要)。

### 市による応援金の支給

対象:18歳以下の子ども

#### 均等割の自己負担分を支給



## 国民健康保険税の税率を改定しました

圖市 市民保険課 ☎53-5114 圖53-5118



国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して病院等にかかるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、医療費の負担を支え合う制度です。健全な運営を続けるために、税率を改定しましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※今年度の国保税額は6月中旬に送付予定の納税通知書でお知らせします。

### 国民健康保険制度の運営

市が保険者となって加入者が負担する保険税と国・県からの補助金等により運営しています。

国では国民健康保険制度改革が進められており、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な額を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金の納付に必要な国保税を加入者から徴収しています。

近年、高齢化の進展や医療の高度化等により一人当たりの保険給付額は増加しています。

### 令和6年度の国民健康保険税率

令和5年度の国保税率は、県の剰余金や市の基金活用により税額を抑制しており、県が示した令和6年度の標準保険料率※1に比べ大幅に低い状況です。

市では国民健康保険運営協議会からの答申を受け、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げるとともに、市保有基金の活用で、令和6年度は令和5年度の一人当たり国保税額の6.5%増に抑制することとして、国保税率を改定しました。

※1 県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のことです。市町では標準保険料率を参考に保険税(料)率を決定します。

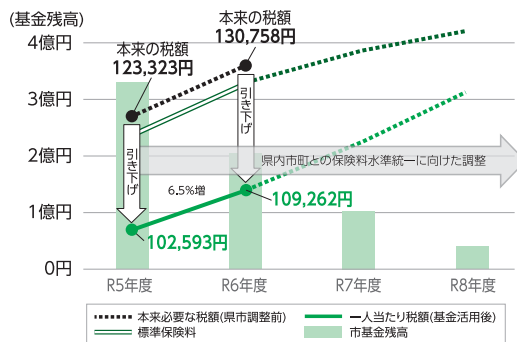
### 国保税(料)の県内統一に向けて

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税(料)となるよう、令和9年度(移行期間:令和11年度まで)の保険料水準の統一を目指しています。



引っ越しても国保税(料)はそのまま

### 国民健康保険税の現状と今後



※上記は保険料水準統一に向けたシミュレーションです。保険料水準の統一時期、令和7年度以降の税率は今後、検討します。

## 国保税の算定方法

**Step1** 3つの使い道ごとに決められた算出方法を使います。

**Step2** 使い道ごとに所得割、均等割、平等割を算出し、合計します

### 令和6年度 国保税の税率一覧 ( )内は令和5年度の税率

使い道	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40~64歳の被保険者のみ)
所得割	基準総所得金額※2 × 6.04%(5.78%)	基準総所得金額※2 × 2.67%(2.48%)	基準総所得金額※2 × 2.3%(2.29%)
均等割 (加入者一人当たり)	25,600円/人 (24,300円/人)	11,000円/人 (10,100円/人)	11,800円/人 (11,800円/人)
平等割 (一世帯当たり)	17,700円/世帯 (16,500円/世帯)	7,600円/世帯 (7,000円/世帯)	5,800円/世帯 (5,900円/世帯)
課税限度額	65万円(65万円)	24万円(22万円)	17万円(17万円)

※2 前年中の所得から地方税法に基づき一定の額を引いた金額。

保険税額は所得割、均等割、平等割の合計額で世帯ごとに算出し、世帯主が納税義務者となります。

低所得世帯は、国保税が一部軽減されます

軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者※3全員の所得申告が必要です。所得のない人も必ず申告してください。

※3 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではありません。

## 防災の第一歩! 木造住宅の耐震診断をご利用ください

☎市 都市計画課 ☎53-5144 📠53-5138



市では、耐震基準が強化される前に建てられた木造住宅を対象に、以下の事業を行っています。

**対象要件** 以下の全てを満たす住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの

自分の住まいを知る

### 木造住宅耐震診断員派遣事業 (無料)

- ①耐震診断員による簡易耐震診断
  - ②補強案作成と耐震改修費の概算額算出
- ※上記診断による上部構造評点が0.7未満の場合

住まいを強くする

### 木造住宅耐震改修等事業

- 耐震改修等に係る費用の一部を補助します。
- ※耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象
  - ※上限100万円、多雪区域は120万円(1戸当たり)
  - ※補助対象経費の80パーセント以内

住まいを強くする

### 木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

- 耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置に係る費用の一部を補助します。
- ※耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象
  - ※上限20万円(1戸当たり)

11月29日(金)締め切り

## ブロック塀等の撤去等の費用を補助します

☎市 都市計画課 ☎53-5144 📠53-5138



**対象となる塀**

- ・高さが60センチメートル以上のもの
- ・避難路(通学路を含む)または避難地に面し、地震等で倒壊する恐れがあるもの

**対象者**

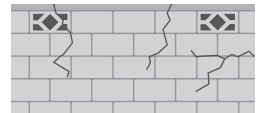
- ・市内にあるブロック塀等の所有者
- ・補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象の工事を完了できる人

**補助金額**

- ・撤去等にかかる経費の3分の2以内(上限10万円)
- ※工事開始までに申請が必要です。

**申込締切**

11月29日(金)



## 狩猟免許取得のための経費を助成します

☎市 まち保全課 ☎53-5175 📠53-5179



### 狩猟免許のための予備講習会受講費“全額”助成

**日時**

6月2日(日)、9月1日(日)、11月15日(金)  
いずれも9時~17時

**場所**

東近江市あかね文化ホール  
(東近江市市子川原長461-1)

**対象者**

市内在住で有害鳥獣駆除に協力いただける人

**定員**

予算がなくなり次第終了

**助成額**

13,000円(1種類受講)または  
15,000円(2種類以上受講)

### 狩猟免許試験の受験に必要な経費助成

**対象者**

- ・市内在住で令和6年度に狩猟免許を取得した人
- ※市税等の滞納がない人

**免許種類**

網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

**対象経費**

写真代、医師の診断書料、受験料、狩猟税、狩猟者登録手数料

**助成額**

補助対象経費の3分の2以内  
(免許ごとに上限3万円)

**申請方法**

申請書※、狩猟免状、補助対象経費にかかる領収書、市税の納税証明書(または非課税証明書)の写しをまち保全課へ提出してください。  
※市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

### ▼狩猟免許試験日

	日時	受付期間	場所
第1回	6月9日(日)	4月18日(木)~5月2日(木)	東近江市あかね文化ホール
第2回	9月8日(日)	7月8日(月)~19日(金)	
第3回	11月20日(水)	10月7日(月)~18日(金)	

☎市 湖北森林整備事務所 ☎0749-65-6616